破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２８０号
札幌市白石区北郷６条４丁目３番４号
債務者　中川　定男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１３号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目３番19号第２コーポ五十嵐201号
債務者　千葉　弘恵
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２１号
札幌市西区発寒16条４丁目５番７号　フェリシティ発寒207号
債務者　小松田英雄
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２０号
札幌市清田区平岡公園東６丁目１番２―407号、住民票上の住所札幌市清田区平岡４条１丁目２番２―709号
債務者　山田　雅子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３１号
札幌市東区北31条東６丁目３番７号　セゾンラムキー301号
債務者　豊川　勝彦
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９０号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―601号
債務者　谷口　淳子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０５号
札幌市東区東苗穂７条１丁目４番８号　ふくじゅ草201号
債務者　岩間　若子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１０号
札幌市豊平区美園８条６丁目３番18―202号
債務者　佐々木恵二
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３９号
札幌市白石区栄通３丁目１番38号　コーポＮ３―202号
債務者　寺山浩太朗
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９８号
札幌市南区藤野６条６丁目12番17号
債務者　金子　　賢
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１７号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目３番15―107号
債務者　座間　郁男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７９号
札幌市豊平区豊平５条２丁目４番３号　ステラ豊平301号
債務者　秋庭　秀已
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４２号
札幌市中央区北６条西25丁目３番16―303号
債務者　青木　　学
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０号
群馬県前橋市下細井町349番地１　Ｅ―71号
債務者　守屋　好彦
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
群馬県吾妻郡高山村大字中山1771番地
債務者　星野まき子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４６号
群馬県前橋市田口町1320番地　内島ハイツ202号
債務者　石田　　淳
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４７号
群馬県前橋市昭和町３丁目17番４―311号メゾンスタルク
債務者　田中　和秀
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係